中央防災会議議事録

中央防災会議議事次第

日時:平成 15年3月18日(火) 17:00~17:45

場所:内閣総理大臣官邸大会議室

- 1.開 会
- 2.会長挨拶(内閣総理大臣)
- 3.議 題
 - (1)防災情報システム整備の基本方針(案)について
 - (2) 平成 15 年度総合防災訓練大綱(案)について
 - (3)企業と防災に関する検討会議について
 - (4) 平成 15 年度防災関係予算案等について
 - (5) 東海地震対策専門調査会について
 - (6)三宅島に係る災害の現況について
 - (7)その他
- 4.閉 会

防災担当大臣 ただいまから「中央防災会議」を開会いたします。

本日は、防災情報システム整備の基本方針や、平成 15 年度総合防災訓練などについて御審議をいただきます。

それでは、まず、当会議の会長であります、小泉内閣総理大臣よりごあいさつをいただ きます。

内閣総理大臣 今日は御苦労様です。

災害発生時においては、迅速かつ的確な対応が必要であります。そのためには、最新の情報技術を活用し、また、各省庁の縦割りを排する必要があります。本日決定する防災情報システム整備の基本方針に基づき、政府一体となって防災情報の共有化を進めていただきたいと思います。

防災部門でも民間の力の活用が重要であり、特に企業の防災・危機管理活動は、都市部の地域防災力を向上させるための大きな要因です。今後も、行政が企業・ボランティア・NPOなどの民間部門と一層連携を強化する必要があります。

現在、都市再生プロジェクトの一環で、首都圏の基幹的広域防災拠点の整備に取り組んでおります。防災拠点を中心に広域防災ネットワークを整備し、首都圏の防災安全性の向上に努めていただきたいと考えます。また、避難所となる小中学校などの耐震化を強力に推進し、安全な地域づくりを実現する必要があります。

大規模災害時に国を挙げて対応するためには、実践的な訓練が不可欠です。来年度の総合防災訓練に向けて、各大臣が率先して事務方を督励し、問題点の把握・改善に努めるようお願いします。総合防災訓練の際には、各大臣からその取組の成果について報告いただきたいと思います。

災害の発生を避けることはできませんが、事前の対策により被害を軽減することは可能です。平常時から万全の対策を講じ、「備えあれば憂いなし」とするためにも、本日は活発な御議論をお願いいたします。

防災担当大臣 ありがとうございました。

(報道関係者退室)

防災担当大臣 それでは、議事に入らせていただく前に、当会議の委員の任命について 御連絡いたします。

中央防災会議学識者委員の任期は2年となっておりますが、平成15年1月6日付で、溝上委員、重川委員、石川委員、徳田委員の4方がそれぞれ再任されました。各委員におかれましては、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の議題は、お手元に配布しております資料を御覧いただきたいと存じます。時間の制約がございますので、議題の第1の「防災情報システム整備の基本方針(案)について」から第7の「その他」までを一括して事務局より説明いたします。

山本政策統括官、お願いします。

山本内閣府政策統括官 それでは、まず「(1)防災情報システム整備の基本方針(案) について」を御説明いたします。資料の1-1を御覧ください。

防災情報につきましては、昨年7月の中央防災会議の決定によりまして、防災情報の共有化に関する専門調査会が設置されました。防災機関だけではなく、住民一般に至るまでの共有化の論議が広く行われてきておりますけれども、防災機関の情報システムについては、その方針の決定を急ぐべきであるという考え方から、先行的にとりまとめていただきました。

お手元に配布しております基本方針(案)は、同調査会におきまして、先週の金曜日に まとめていただいたものでございます。

まず「1.基本的認識」でございます。

2つ目の に書いておりますように、阪神大震災の経験を経まして、各省、各防災機関で情報システムの整備がどんどん進んでおります。進んでおりますけれども、まだまだ大事な場面で情報の空白があるという認識であります。

切迫している東海地震のような広域的な災害に的確に対応するためには、最新の情報システムを共有するということが不可欠であります。

一方、情報技術の進展で、情報システムを担う産業が発達してきております。かねてからの懸案であります、要援護者への着実な情報伝達等といったようなことが可能になってきております。政府方針を明確に定めることで、そういった民間投資も促されると、こういった分野が前進するという認識であります。

このために、今般、政府としての体系的な推進戦略を定めようとするものであります。

「 2 . 基本方針」それから「 3 . 具体的施策」と書いてありますけれども、要点だけを図面で整理しておりますので、 3 ページをごらんください。

まず、情報の空白のうち、一番大事な場面が、被害が起きたその時点、情報を伝達すべき防災機関自体も被害を受けている、このために情報の空白が生じるという阪神の教訓であります。

これを踏まえまして内閣府では、コンピュータシステムで被害を推計するということを

やっております。左側の真ん中の欄でございます。気象庁から地震の規模、位置等に関するデータをいただきまして、30分以内に建築物の被害、あるいは人的な被害を推計するということをやります。これを右側の官邸の災害対策本部等で直ちに使っていただくわけでございますが、あくまでも推計資料でございます。これを時々刻々変わる実情報で的確に補正していくということが大事でございます。

上を御覧いただきますと、自衛隊の偵察活動に出ました航空機等が目視による情報、あるいはテレビ映像を送ってまいります。更に人工衛星による情報収集も行います。こういったもので補正していき、あるいは時々刻々住民からも情報が入りますし、特に都市におきましては、ガスとか電気といった管理情報、更にエレベータ、コンピュータといったような管理情報もどんどん入ってまいりますので、こういった情報を総合化することで、災害対応に使っていこうというのが、この考え方であります。

次に4ページをごらんください。

こういう対応をするためには、大容量の通信を行うことが必要であるわけでございますが、各省が持っております通信回線を、いざというときに相互に利用できるようにしていこうという考え方でございます。実は、まだこういうこともスムーズにできない状態であるということであります。

次に5ページをごらんください。

地理情報システムであります。実はこの分野では、既に国土交通省において先行的に取り組んでいただいておりまして、水管理、道路管理の情報を重ね合わせて災害対策に使うということに取り組んでいただいているわけでございますが、政府全体といたしましては、警察庁の道路交通管理情報、あるいは消防庁の救急関係の消防、厚生労働省の災害拠点病院に関する稼働の情報、こういったようなものを重ね合わせまして、いざというときに迅速・的確な防災活動ができるようにしたいというものであります。

次に6ページをごらんください。

これは、つとにIT戦略本部から御指摘をいただいていることであります。各省それぞれの情報の伝達手段が阪神・淡路大震災以降格段に進んでおります。進んでおりますけれども、これを横に束ねる仕組みがなかなかうまくいっておりません。

したがって、右の上に書いておりますように、各県では 100 以上の報告様式で 200 か所以上に報告するといったようなことが、まだ必要になっているわけでございます。これについて、各レベルでそれぞれ共有すべき情報を共通のプラットフォームで整理をする。情報を標準化しまして、各機関が適時適切にこの情報にアクセスできるようにしようという

考え方であります。

以上の事柄を次の7ページで整理してございます。

実行計画をつくって進めていく。下に書いていますが、3年を目標に、これを実用化していきたいというのが、この考え方でございます。

以上が、防災情報システムの整備の基本方針(案)についての御説明でございます。

引き続きまして、資料の2 - 1を御覧ください。「(2)平成15年度総合防災訓練大綱 (案)について」でございます。

基本的な考え方は、これまでの訓練を踏まえまして、引き続き実践的な訓練を行っていくということに尽きるわけでございます。

この観点から、恐縮ですが、4ページを御覧ください。

できるだけ実践的な訓練をするという観点から、昨年、今年と図上訓練を行っております。今年は、1月15日南関東地域直下の地震を対象といたしまして訓練を行いました。

下の図を見ていただきますとおり、現地対策本部のいろいろな活動を対象に訓練を行ったわけでございますが、今般初めて東京都を含む七都県市と一緒にこの訓練を行いました。

次の5ページを御覧いだきますと、訓練の内容でございます。初動の24時間を対象に捜索救助、それから広域緊急医療につきましては、医師、看護師などからなる救護班を、被災地内に投入する手順、それから被災地から航空機で重篤患者を全国に搬出する手順、そういったものを訓練いたしました。輸送手段の確保につきましても、さまざまな訓練を行いました。

今回の訓練の結果、次のような課題を認識しております。

訓練を契機として、政府組織全体で情報を共有して応急活動計画を全般的に点検するところまで至らなかったと。

特に2で書いておりますように、図上訓練において付与する条件、どういうふうなことを想定するか、どういうことに対応するかということですが、各省庁において、主体的に検証していただいて、これに参加するというところの準備が、なかなかうまくできなかったということが反省でございます。

恐縮ですが、最初に戻っていただきまして、こういったことを踏まえまして、平成 15年度の訓練の基本的な考え方でございます。基本的に次のようなサイクルを繰り返していくということで、防災体制の実効性を検証しようということです。

まず、訓練の準備の段階から、各省庁において応急活動計画を点検していただきます。それに基づいて実践的な訓練をする。その訓練の後、いろいろなことを検証した上で、応

急対策要領を改定していくということを繰り返そうと思います。

9月1日には、南関東地域直下の地震対応訓練を行いますし、来年1月の大規模図上訓練では、東海地震を対象に行おうと思っております。

次のページを御覧ください。

横長の紙ですが、一番左側に南関東地域直下の地震対応訓練を書いております。今日、訓練大綱を決定いただきますと、4月に入りまして直ちに各省庁に訓練の枠組みを提示いたします。各省庁において、いろいろな応急対応活動の点検をしていただきます。各省庁で点検した結果を9月1日の前に、8月の下旬に主要な閣僚にお集まりいただきまして、本部において重要課題について御協議をいただきます。それを基に訓練をすると、訓練をした上で結果を評価し、来年の中央防災会議では応急活動要領等を見直していくという流れで訓練を位置づけていきたいという考え方でございます。

平成 15 年度の総合防災訓練大綱については、以上でございます。

引き続きまして、資料の3をごらんください。「(3)企業と防災に関する検討会議について」でございます。

これは、昨年の12月から防災担当大臣の下に設けた会議でございますが「1.目的」のところに書いてありますように、市場のスピードや活力を活かして社会の災害対応力を高めるという観点から、さまざまな検討を行っております。

まず、企業の自主防災につきましては、阪神で神戸の旧居留地連絡協議会がさまざまな 取り組みを行っております。東京の大手町・丸ノ内地区でもこのような取組をしようとし ております。

更に 2 ページでございますが、地域防災におきまして、各企業がいろんな得意技を活かして応急対策をやろうとしております。

更に3ページを御覧いただきますと、日常的な防災力、市場の力を活かしていこうということで枠の①に書いておりますように、防災力を高めるために、これに寄与する製品等が市場で評価される仕組みをつくると。あるいは企業の防災・危機管理を評価するシステムをつくるといったようなことに取り組んでおります。4月には一定の方向性をまとめていこうということを考えております。

次に「(4)平成15年度防災関係予算案等について」でございます。資料の4-1を御覧ください。

下の表に示しておりますように、防災情報システム、観測体制等の整備、安全な地域づくりの推進、災害応急体制の整備、被災者支援、災害復旧対策等の推進、いずれの分野に

おきましても、昨年の平成 14 年度の予算に比べまして、14 年度の補正も含めますと、かなり意欲的に、重点的に予算配分が行われております。

そのことを踏まえまして、個別の予算の説明は省略させていただきますけれども、代表的な事例といたしまして、資料の4-2をごらんください。

「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備に関する取組み状況について」であります。

これは、13 年 6 月に都市再生プロジェクトの第一次の決定で定められたテーマでございますが、昨年の予算要求の段階で、基本的に整備すべき機能、整備箇所を決定いたしました。

3 に書いてありますように、整備箇所としては、有明の丘地区(東京都)及び東扇島地区(神奈川県)でございます。

今般の予算措置におきましては、14年度補正予算で、土地に関する権利、用地の取得費用がすべて手当されました。15年度の当初予算で施設の設計に取り組む費用が計上されました。

次のページを御覧いただきますと、有明の丘地区 13.2 ヘクタール、首都圏の広域防災の ヘッドクォータとして機能させる。

それから、東扇島地区 15.8 ヘクタール、これは海外を含む物流コントロールセンターと して機能させるということで、これから取り組んでまいります。

予算については、以上でございます。

次に資料の5を御覧ください。

東海地震対策専門調査会の審議の結果、今般、東海地震に係る被害想定結果が整理されました。

下のダイヤグラムを見ていただきますと、今回の被害想定を基に、これからこれを踏まえた防災対策を検討してまいります。緊急に行うべき予防対策、更に発災時の広域の防災体制の確立といったような問題に取り組んでまいりました。事柄が整理されますれば、次回以降の中央防災会議におきまして、東海地震に係る地震防災対策大綱、その他の防災計画の見直しに取り組んでまいる考えであります。

詳細の説明は省略いたしますけれども、2ページをごらんいただきますと、朝5時のケースということで、建物の全壊棟数、揺れによって17万棟を始め、火災等による被害を加えて、微風の場合は23万棟、風速15メートルの場合は26万棟と、こういうことが予想されます。

ライフライン等もありますが、次の3ページを御覧いただきますと、死者数は揺れによって6,700人と、それぞれありまして7,900人~9,200人、これは津波について住民の避難意識程度によって幅があるものですから、こういう推計をしております。

なお、予知情報に基づいて警戒宣言が発令された場合には、さまざまな調査に基づいて 推計した結果、9,200 人から 2,300 人に減少するというような推計となっております。

経済的被害につきましては、直接被害、間接被害を併せまして、予知なしの場合は 37 兆円、予知ありの場合は直接被害等が軽減されまして 31 兆円という推計が出ております。 急いで恐縮ですが、次に資料の6でございます。「(6)三宅島に係る災害の現況について」であります。

火山活動の状況ですが、一時日量8万トン出ておりました火山ガスの放出が低下傾向にありますけれども、現在も3,000 トンから1万トン日量出ております。そういう状況でございます。

島民の避難生活の状況ですが、全員が指示に基づきまして、東京の都営住宅等で避難生活を継続しております。一時帰島につきましては、本年1月から希望者向けの村による船賃負担で一時帰宅が行われております。

次のページに最近の状況を書いておりますけれども、クリーンハウス(脱硫装置を備えた退避舎)が、今月中に完成する予定でございます。4月から島民の方々には2~3日滞在して自宅をチェックすることが可能になります。

更に、昨年9月30日、国と東京都が共同でつくりました三宅島火山ガスに関する検討会が今月末には報告書をとりまとめる予定であります。

最後に資料の7に「会長専決事項の処理について(報告)」をまとめております。地域 防災計画の修正、激甚災害の指定であります。

説明は、以上であります。

防災担当大臣 それでは、御審議をちょうだいいたしますが、初めに総務大臣より御発 言をいただきます。

総務大臣 一番最後に総務省資料というのがございます。少しごちゃごちゃ書いておりますが、3月14日に閣議決定をしまして、国会に消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案を提出いたしました。

1ページにありますように「I.消防組織法関連」では、大規模あるいは特殊災害時に、 全国的な観点からの緊急対応体制の充実・強化を図ると。

3ページを見てください。

現在、緊急消防援助隊というのがありまして、全国で 2,028 隊、約 29,000 人おります。これは、阪神・淡路大震災の教訓で、大規模な災害や特殊災害が起こった、それっということで全国から招集して応援に駆けつけると。ただ、これは単に運用上の隊でありましたが、今回の法律改正で、法律に位置づけて、これは消防庁長官の出動の指示で行けると、こういうふうにすることにいたしました。

それから、都道府県は今まで消火や救急や救助の仕事はできなかったわけでありますが、 今回の法律改正で、ヘリコプターを使って市町村支援のためにそういうことができるよう にいたしましたわけで、今後とも法律に基づいてしっかりとした体制をつくってまいりた いと思っております。

以上であります。

防災担当大臣 続いて、赤城防衛庁副長官より御発言をいただきます。

防衛庁副長官 本日議題となりました件のうち、防衛庁自衛隊といたしましては、平成 15年度総合防災訓練大綱に基づいて、9月1日に実施される政府総合防災訓練に対して、 積極的に参加することとしております。

特に今年の政府総合防災訓練においては、埼玉県入間市の訓練会場が、航空自衛隊入間基地と隣接していることから、航空機を活用した救急重篤患者の搬送など、全国の災害拠点病院との連携、広域的な人員、物資の搬送拠点として、固定翼飛行場の特性を十分に発揮した最大限の支援を実施することによって、政府の南関東直下地震対策の検証に寄与してまいりたいと考えております。

今後とも関係省庁、地方公共団体とより一層緊密な連携を維持して、国民の生命、財産 の保護に万全を期してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

防災担当大臣 ありがとうございました。引き続き、委員の先生から御発言がございま したら、よろしくお願い申し上げます。

海老沢委員、どうぞ。

海老沢委員 今、情報の共有化が非常に大事だというお話がありましたが、阪神・淡路大震災での私どもの一番の反省は、ヘリコプターからの第一報映像が遅れたことです。この原因はヘリの駐機場がある伊丹空港にカメラマン、パイロット、整備士が地震発生時に待機していなかったことにあります。そのために、NHKも他の全ての報道機関もヘリコプターの出動が遅れ、空からの第一報映像が入るのに時間がかかったために、被害の全体像がなかなかつかめなかった。そのために初動対策が十分できなかったという反省があります。

これを教訓にして私どもは、今は東京、大阪は24時間体制で空港に待機し、ヘリがいつでも飛びたてるようになっております。現在NHKでは、全国のヘリ基地9箇所に11機が配備されていますが、経費が相当かかりますので全国の全ての事態をカバーできるまでには至っていません。特に東海地震や東南海地震対策のためには、今後は名古屋でも地震対策を進めてゆきますが、非常災害時にはヘリ映像の活用が大事だということであります。

ヘリコプターからの第一報映像の確保のために、我々は各都道府県や警察本部などに対して、どこの防災ヘリが撮影したものであれ第一報映像を配信して、共有できるようにすることを働きかけています。これまでに山梨県、鳥取県、秋田県、埼玉県で配信について合意しています。この他の都道府県にたいしても、鋭意協力していこうということで話し合いを進めています。

その他、防衛庁なり海上保安庁なりの国の防災機関のヘリ映像の活用につきましても、できるだけ配信をしていただきたい。配信を実現するには例えば制度上の問題などが、たくさんあるとは思いますが、お互いに協力してひとつ一つクリアーしてゆけば、非常災害時の緊急的な措置として実現は可能と思います。改めてこの席で申し上げますが、第一報映像情報の共有化によっていち早く全体像をつかみ、応急対策に役立てようというのが第一点であります。

もうひとつは、電気・ガス・水道等のライフラインの問題です。阪神・淡路大震災でも、神戸方面で電気が大規模に途絶えたことが、関西電力の給電室では、地震からほどない時間のうちに判っていたと聞きました。ですから緊急時に、全国の電力の需要・供給状況を緊急情報として防災機関で共有化する仕組みを作れば、国や報道機関でも被害の全体像をいち早くつかむことができるようになります。そういう緊急情報システムが実現すべく、ライフライン各社に対して私どもは働きかけていますが、国としてもこれが実現できるよう力を尽くしていただきたい。またライフラインのできるだけ迅速な復旧は社会を安定させる上でも重要です。ライフラインの復旧情報についても情報のやり取りがライフライン各社と防災機関や報道機関の間で迅速に行えるようにしていただきたい。以上2つの点をお願いいたします。

防災担当大臣 ありがとうございました。

徳田委員どうぞ。

徳田委員 総務大臣もおられるんですが、消防団員の確保について、地方公共団体に消防庁の消防課長から、昨年の 11 月 25 日に通知でお願いの文章を各都道府県に出しており

ますが、市町村の職員を消防団員に是非積極的に採用してくださいと、また加入してくださいと、応援してくださいという意味で、是非市町村職員が、それぞれの市町村の消防団員に加入するようお願い申し上げたいと。

それから、郵便局とか、農協等についても、それぞれしております。是非ひとつお願い 申し上げたいということを発言いたします。

防災担当大臣 ありがとうございました。

石川委員、どうぞ。

石川委員 被災地におけるヘリコプターの航空管制、この仕組みと体制を早急に決定し整備していただきたいと思います。政策統括官の下で、関係各省は、いろいろ協議を開始しているというお話は漏れ承っておりますけれども、東海大地震、その他の大災害の切迫性を考えますと、早くそのルールを決めて体制を整備していただかないと、阪神・淡路大震災のときにも、先ほど海老沢会長のお話にもありましたが、ヘリから情報収集、あるいは救援救助、こういう活動に大変障害が発生し、あの場合は、空自が臨時補給的に最後は管制をやったということのようですけれども、ルールが決まっていないというところに非常に問題があると思います。8年経ってまだ確立していないというのは非常に困ることでありまして、是非これを急いでいただきたいと思います。

防災担当大臣 ありがとうございました。

重川委員、どうぞ。

重川委員 今回東海地震の想定が出されたんですけれども、前回の東海地震というのは 江戸時代に起きています。今とは全然状況が違う中で、これだけ広い範囲がやられるとい うことを考えたときに、今回何が違うのかというと、1つには阪神大震災も大変な被害だ ったんですが、場所は非常に限定されていました。ところが、今回は、非常に広範囲に大 きな揺れが予想されるということは、やはり国が果たすべき役割というのは更に大きく求 められてくると思います。

訓練の大綱なんかを見ておりますと、各省庁さんで連携しておやりになっているんですけれども、できれば訓練をとおして本当に現場で出てきた問題点を重ねて、例えば救出救助とか食料の供給とか、具体的な対応項目ごとに、今までの省庁縦割の防災業務計画ではなくて、対応項目に合わせているんな省庁が集まって、項目ごとに計画をつくって、具体的なマニュアル計画をきちんとつくっておくと。担当者が代わってもそれを見れば何をすればいいかわかるというものをつくることが必要だと思います。

それは、東海地震対策だけではなく、いろんな危機に対して、標準的に国として国民に

こういうサービスをするときに、こういうものが必要なんだというような基準、スタンダードなものを持っておく必要があるのかなと思います。

もう一点だけ、やはり江戸時代と違うのは、民間の力、企業の力というのが非常についてきていると思います。災害対応の中を見ましても、むしろ行政よりも企業のノウハウとか企業の資源を活用させていただいた方がずっとうまくいく、効率よくいくというものがたくさんあると思います。

ですから、是非官民共同で、むしろ企業の防災力をどういうふうに、今まで行政が全部 負わなければいけなかった防災対応の中で、どういうところに民間の力やノウハウを生か していけるのか、そういうものも官民連携で早急に検討していくべきだと思います。

防災担当大臣 ありがとうございました。ほかに御発言はありますか。

和田委員、どうぞ。

和田委員 私どもは、情報のインフラを預かっておりますし、提供しているわけですが、 そういう観点から防災情報システムの整備には十分お役に立っていきたいというふうに考 えております。

そしてまた、従来と違いまして、いわゆるインターネット系のネットワークだとか、ワ イヤレスのネットワークとかいろいろございます。

先般防災担当大臣の方からも携帯電話を緊急情報伝達機能の手段として使えないかというようなお話と、懐中電灯に使えないかというお話もいただいたんですが、懐中電灯としては3分間は光っておりますので、十分使えるんでありますが、緊急情報伝達機能は少しうまくいかない点がございます。

そういうことで、非常にいろんなネットワークがありますので、活用できる範囲というのは広がっているんですが、逆に1つのサービスを1つのネットワークで一人の事業者が提供するという形になっていませんで、エンドからエンドまで、複数のネットワークが複数の事業者によって提供されるという、しかも外敵に非常に弱いという、サイバーテロに弱いという面もありまして、それはそれなりに違った面の難しさというものを抱えております。これは総務大臣の御指導をいただきながら、今、一生懸命克服策を考えておりますが、そういう面があるということも御承知置きいただきたいというふうに思います。

防災担当大臣 ただいま総理から御発言がございます。

内閣総理大臣 ヘリコプターの話なんですけれども、夜あるいは天気が悪いとき大丈夫 なんですか。

海老沢委員 夜は大丈夫です。天気も風が少なければ大丈夫です。今、中型か大型にな

ってきていますから。

内閣総理大臣 大丈夫ですか。

海老沢委員 大丈夫です。大きな台風なんかじゃだめですけれども、普通なら大丈夫です。

内閣総理大臣 そうですか。私なんかちょっと悪いと行けないと言われますね。

国土交通大臣 それは命が大切だからでしょう。重要度が違います。私ならいいけれども、総理ならだめだと。

内閣総理大臣 そうですかね。

海老沢委員 今のヘリコプターは、機体が昔の小型から大きくなって中型になり、エンジンも単発から双発のものが増えています。中型の双発エンジンですと撮影機材を積んだ上で4人位が乗ることができ安全性が相当良くなります。

防災担当大臣 石原大臣、どうぞ。

行政改革担当・規制改革担当大臣 今のヘリコプターの話なんですが、東京都も非常にお寒い限りで、羽田を除きますと夜間も利用可能なヘリポートは羽田に行く途中のビルの上だけです。木場に東京都の立派なヘリポートがあるんですが、これは4時半でオペレーションが閉じております。いざというときに国のバックアップとか、24時間の管制官がいるということは、世界の主要都市では常識でございますので、国の方から扇大臣になると思うんですが、ひとつよろしく御差配のほどお願い申し上げたいと思います。

防災担当大臣 もう既にそれぞれの御意見をちょうだいしているわけでございますが、 引き続き御意見、あるいは先ほどの事務局よりの御説明についての御質問がございました ら、どうぞ。

国土交通大臣 山本政策統括官、この資料1-1、7ページ、一番最後のピンクのところ、どうして3年もかかるんですか。

防災担当大臣 私から、できるだけ早く前倒しをするように努力をいたします。

溝上委員、どうぞ。

溝上委員 首都圏の各地方自治体の訓練の中に、茨城県というのが入っておりませんけれども、これは特段の理由があるんですか。

防災担当大臣 事務局から説明します。

山本内閣府政策統括官 七都県市の枠組みは、南関東の枠組みなんですが、テーマによってオブザーバーとして茨城県が入っているケースがあります。基本的な枠組みは七都件市だということです。

溝上委員 もう一点、情報に関しまして、東海地震とか、首都圏の地震というのは、外国で非常に関心のある人がいまして、いわゆるデマ情報と言いましょうか、首都圏直下で地震が起きるというような情報が入ってくることがままあります。そういうときに、国内でもいろんな情報があるんですけれども、こういう情報は気象庁で一元化して情報が出るんだということを、一般市民、メディア、地方自治体、企業等に徹底していただきたい。

つまり日ごろはまだいいんですけれども、緊急異常のときに思わぬいろいろな混乱を起こす可能性があるので、これは気象庁が一元化して情報を出すんだという、そこはもう是 非政府として徹底していただきたいと思います。

防災担当大臣 扇大臣、お願いします。

国土交通大臣 これは一元化をいたしました。というのは、ほかの省庁のどのところにも、海老沢会長いらっしゃいますけれども、報道機関が設置できていないんですけれども、気象庁には報道機関が連鎖していますので、全情報を気象庁に統合して、即時報道機関に流れるようにという手はずは取りました。

内閣総理大臣 富士山が大噴火するという情報がかなり前に出ていたけれども、いつの間にか聞かなくなりましたね。あれはどうなったんですか。

石川委員 これは気象庁を中心に観測をしていただいておって、そういうのは今は心配ないというふうに賜っておりますが。

満上委員 そもそものいきさつは、2000年 10月に朝日新聞が富士山直下で低周波地震が発生したということを大々的に報道したのがきっかけです。富士山直下の低周波地震というのはそれ以前から時々観測されていたんですけれども、2000年 10月にはちょっと数が多かったんですね。それを社会面で大きく取り上げたために、一般の関心が急に高まったわけです。富士山というのは我が国最大の活火山であって、いつも注意しなければいけない火山ですので、富士山がすぐにも噴火するというわけではありませんが、新聞報道がきっかけとなり、ハザードマップの作成など富士山の噴火に対する防災対策が進展したことは大変良かったと思います。

防災担当大臣 総務大臣、御発言ございますか。

総務大臣 防災情報、これは行政の共有化なんです。これにNHKも入りたいというのか、入れるべきだという御意見ですか。

海老沢委員 政府に集まってくる情報を、連動して流してもらいたいということです。 総務大臣 情報を共有するだけでいいのかどうかというのが1つあるのと、国民に教えなければいけませんね。それが報道機関なんですね。 海老沢委員 ですから、災害時の防災情報は我々NHKも自分で集めるようにしますが、 政府に集まってくる防災情報も是非、配信していただいて、情報の共有化をはかっていた だきたい。

総務大臣 それは少し考えたらいいじゃないですか。行政の中だけでやらないで、指定 公共機関で。

防災担当大臣 山本政策統括官。

山本内閣府政策統括官 先ほど説明が足りませんでした。恐縮ですが、防災会議の防災情報の共有化に関する専門調査会では、おっしゃるような領域全部勉強しております。とりあえず、先行的に防災機関の情報システムについて今日御決定いただきたいという趣旨でございます。

総務大臣 うまくやってください。

防災担当大臣 それでは、予定されている時間よりも相当御意見を活発にちょうだいいたしましたが、貴重な御意見として今後の防災行政に幅広く生かしてまいりたいと存じます。

それでは、防災情報システム整備の基本方針及び平成 15 年度総合防災訓練大綱の 2 つの 案件につきましては、原案のとおり御了解をいただいたものとして取り扱いたいと思いま すが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

防災担当大臣 ありがとうございました。各省庁におかれましては、本日決定されました防災情報システム整備の基本方針に従い、政府一体として情報の共有化が推進されますようお願いを申し上げます。また、冒頭の総理あいさつにありましたように、実践的な防災訓練が不可欠であります。各大臣におかれては、事務方を督励していただき、防災体制の総点検に取り組んでいただきたいと存じます。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきますが、中央防災会議運営要項の 規定に基づき、会議終了後私の方から審議の内容等を記者発表させていただきますで、あ らかじめ御報告をさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところ誠にありがとうございました。